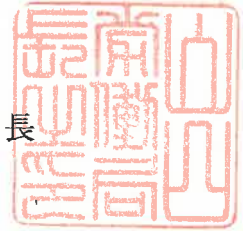


山口労発基 0515 第 2 号
令和元年 5 月 15 日

一般社団法人山口県労働基準協会長 殿

山口労働局長



陸上貨物運送事業における荷役作業に係る労働災害防止について

平素より労働安全衛生行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業（以下、「陸運業」という。）における休業4日以上の労働災害が多発傾向にあることから、平成30年10月10日付け山口労発基1010第3号「陸上貨物運送事業における荷役作業にかかる労働災害防止の徹底について」（以下「協力依頼文書」）をもって労働災害防止の推進について協力を依頼したところですが、平成30年の休業4日以上の労働災害は141件と、過去10年において最多の発生となりました。

また、平成30年度を初年度とする第13次労働災害防止計画において、陸運業は重点業種として、死傷者数を平成29年と比較して令和4年までに死傷年千人率で5%以上減少することを目標に掲げているところですが、労働災害発生件数を平成29年と比較すると、41件（+41%）増加しており、目標達成に向けて更なる取組が求められるところです。

平成30年における陸運業の労働災害の内訳を見ると、交通労働災害は全体の1割弱であるのに対し、荷役作業時の労働災害は約7割となっていること及び荷役作業時における労働災害の発生場所は、約8割が荷主の事業場となっており、陸運事業者はもとより、荷主等の事業者においても、引き続き「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の徹底が必要です。

当局といたしましては、このような状況を踏まえ協力依頼文書で依頼いたしました安全対策の徹底につきまして、今年度においても引続き取組んでまいります。

つきましては、貴協会におかれましても、今般当局において作成した別添注意喚起リーフレット等をご活用の上、更なる労働災害防止の推進に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。



山口労発基 1010 第 3 号
平成 30 年 10 月 10 日

一般社団法人山口県労働基準協会長 殿

山 口 労 働 局 長

陸上貨物運送事業における荷役作業に係る労働災害防止の徹底について

9 月末現在での陸上貨物運送事業（以下、「陸運業」という。）における休業 4 日以上の労働災害は別添のとおりであり、本年は過去 10 年において最悪のペースで労働災害が発生している状況にあります。陸運業の労働災害については、荷主等の事業場で多く発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」にて、荷主等における荷役作業の安全確保への協力が求められているところです。

また、本年を初年度とする第 1 3 次労働災害防止計画において、陸上貨物運送事業は重点業種として、死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに死傷年千人率で 5% 以上減少することを目標に掲げているところですが、労働災害発生件数を昨年同期（2017 年 9 月末）と比較すると、27 件（42%）増加しており、目標達成に向けて更なる取組が求められるところです。

本年における陸運業の労働災害の内訳を見ると、交通労働災害は全体の約 1 割であるのに対し、荷役作業時の労働災害は約 7 割となっていること、及び荷役作業時における労働災害の発生場所は、約 8 割が荷主の事業場となっており、陸運事業者はもとより、荷主等の事業者においても、引き続き「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の徹底が必要です。

さらに、荷役作業時における労働災害の状況としては、「墜落・転落」と「転倒、つまずき」が約 7 割を占めていることから、特に下記に掲げるこれらの安全対策の徹底について、今般当局において作成した別添資料等をご活用の上、更なる労働災害防止の推進に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 安全管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置

を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等の中から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止のために必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。
また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

ウ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状況に保持すること。

エ 陸運事業者からの不安全な作業指示等に対する改善要望があった場合は、適切に対応すること。また、陸運事業者の労働者が不安全な方法で荷役作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めること。

オ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 転倒による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

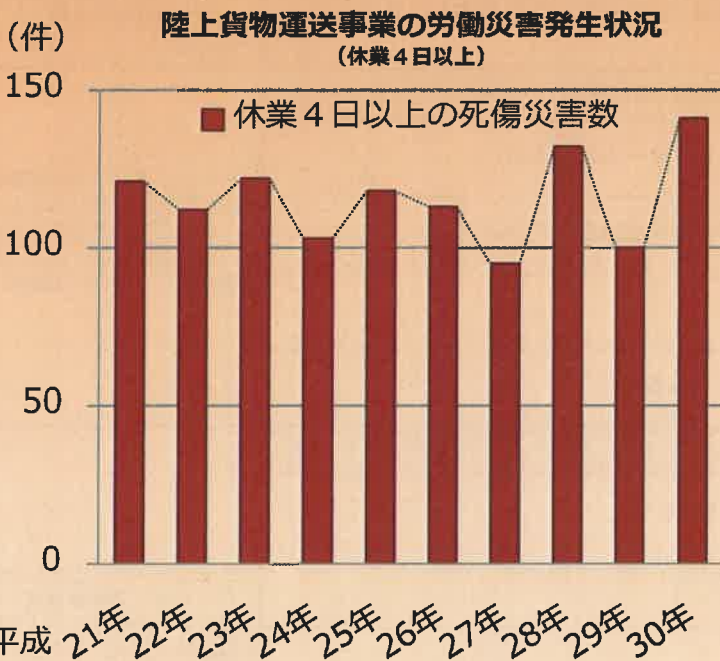
イ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

ウ 台車等を用意すること。

陸上貨物運送事業において

荷役作業中の

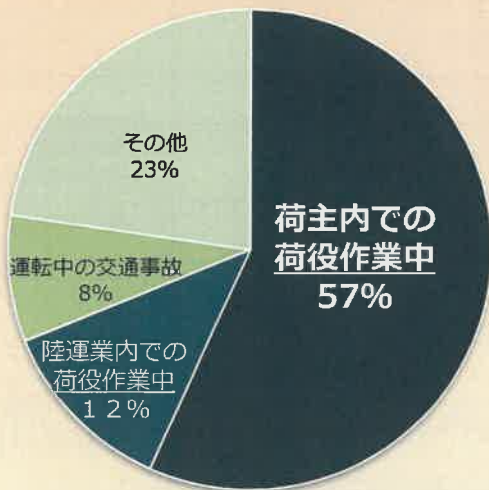
労災事故が多発しています！



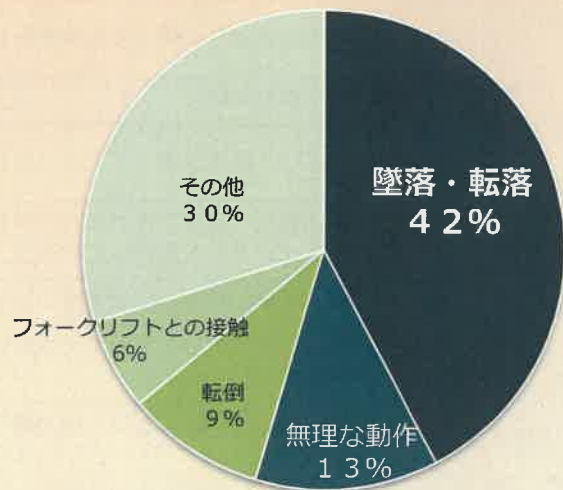
ここ10年間における陸上貨物運送事業の労働災害発生件数は増減を繰り返し、減少の傾向は認められないのが現状です。平成30年においては、過去10年間で最多の141件の労働災害が発生しました。

また、労災事故に遭う陸上貨物運送事業の労働者の約8割はドライバーの方ですが、自動車運転の職業における有効求人倍率は3.17（平成31年3月）となっており、深刻なドライバー不足が問題となっていることから、更なる労働災害防止対策が求められています。

陸上貨物運送事業における労災事故内訳
(平成30年 141件の作業別内訳)



荷役作業中の労災事故内訳
(平成30年 97件の事故の型別内訳)



陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は荷役作業中に発生しており、その内訳としては「墜落・転落」、「無理な動作」、「転倒」等によるものが多く発生しています。

裏面を確認して、労働災害による事故を未然に防止しましょう！



陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドラインに基づく 荷役作業現場のチェックリスト

荷主等の場所で行われる荷役作業については、荷役作業を行う労働者を直接巡視する等によって指導することは難しいため、ドライバー1人1人に「安全を最優先に荷役作業に取り組む」意識が醸成されるよう、チェックリスト事項の徹底などについて、安全衛生教育を実施しましょう！

作業	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業（荷役作業）を行う前に		<ul style="list-style-type: none"> ・荷主と運送事業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと。 ・荷主から運送業者（ドライバー）に対し、書面で荷役作業に関する情報が伝達されていること。
	①荷主、運送業者のどちらが行うか明確にしているか		
墜落防止対策	トラックの荷台からの墜落防止のために		<ul style="list-style-type: none"> ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、荷主においてできるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか		
	②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか		
	③安全帯の取付設備はあるか		
荷台での作業方法について	荷台上での作業では		<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバーの不安全な作業については、陸運事業者における教育の徹底はもとより、現場の荷役作業担当者や荷主の安全担当者による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③安全帯を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
荷台への昇降方法について	荷台への昇降時に		<ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、必ず昇降設備を用いる必要があること。このため、車に昇降設備を積載しておくこと。
	①用意した昇降設備（手すり付きが良い）を使用しているか		
転倒防止対策	現場での荷の積卸し作業では		<ul style="list-style-type: none"> ・準備運動は、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす動作を盛り込むこと。
	①荷卸し場における資材等の整理整頓、床の凹凸の解消や防滑対策を実施しているか		
	②台車等を用いることで、極力両手で荷を持たないように努めているか		
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> ・保護帽は墜落・転落防止用のもの ・作業場所に合わせて、対滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴
	①保護帽・安全靴・手袋を着用しているか		